



Japan Environmental Management
Association for Industry



労働安全衛生法改正とその対応 2023

化学物質への理解を深め
自律的な管理を基本とする仕組みへ

一般社団法人産業環境管理協会

Copyright(C)2023 JEMAI All Rights Reserved



労働安全衛生法改正の経緯

労働安全衛生法

労働者の**健康や安全の確保**・**快適な職場環境**の構築を目的とした法律

事業者が実施すべき内容

1. 安全管理者等の選任

安全管理者、衛生管理者、作業主任者、産業医等

2. 安全委員会や衛生委員会の設置

3. 安全衛生教育の実施

4. **労働災害の防止措置**

5. 快適な職場環境づくり

作業環境、作業方法、疲労回復支援施設、職場生活支援施設

6. 健康診断の実施

労働安全衛生法改正の経緯

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第91号)

労働安全衛生法改正の経緯

後を絶たない労働災害

化学物質による労働災害は年間 **450 件**

法令による**規制対象外**物質を原因とするものは**約 8 割**

第三管理区分と評価された事業場の割合が**増加傾向**

リスクアセスメントの実施率は約 **53%** (H29)

労働安全衛生法改正の経緯 ～印刷事業場の胆管がん問題～

- 平成24年3月 大阪府内にある印刷事業場の労働者等から、化学物質の使用により胆管がんを発症したとして労災請求
- 平成24年6月 厚生労働省は全国の印刷事業場（561事業場）を対象として立ち入り調査を実施
- 平成24年7月 全国約18,000事業場を対象とする通信調査を実施
- 平成24年9月 医学専門家等で構成される検討会を開催
- 平成25年3月 洗浄剤に含まれる1,2-ジクロロプロパンを長期間に渡り高濃度でばく露したことが原因で発症した蓋然性が高いとの報告書
- 平成25年3月 16名の労災認定。その後、合計32名が労災認定
- 平成25年7月 特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加
- 平成26年7月 世界保健機関の国際がん研究機関（IARC）は1,2-ジクロロプロパンを「発がん性がある」（グループ1）と認定

1,2-ジクロロプロパンは、危険・有害な物質に対する個別規制（有機則や特化則）対象外の物質であったが、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあることが分かった。

労働安全衛生法改正の経緯 ～染料工場で膀胱がん～

International

日本経済新聞
2016年11月13日 (水)

Web刊 速報 ビジネスリーダー マーケット マネー テクノロジー アジア ライフ スポーツ 朝刊

全て 経済 企業 国際 政治 株・金融 スポーツ 社会 ニュース18時 その他ジャンル▼

速報 > 社会 > 記事

染料工場で5人膀胱がん、化学物質原因か 厚労省

2015/12/19 0:24

小 中 大 保存 印刷 リプリント

厚生労働省は18日、染料や顔料の原料を製造する40人規模の工場で、退職者を含む男性従業員5人が、膀胱(ぼうこう)がんを相次ぎ発症したと発表した。製造工程で使った発がん性があるとされる化学物質「オルトトルイジン」が原因の可能性がある。同省は同物質を取り扱う全国約40カ所の工場についても、従業員の健康状況を調べる。

厚労省によると、5人はいずれも40～50代で、昨年2月から今年11月にかけて膀胱がんと診断された。5人は同工場に7～24年間勤務していた。工場名や所在地は「調査中のため特定は避けたい」として明らかにしていない。

同工場では芳香族アミンと総称される化学物質のうち、発がん性が指摘される液体のオルトトルイジンを含む5種類を原料として扱っている。5人は原料を混ぜたり、乾燥させたりする作業に携わっていた。



記者会見する厚労省の担当者(18日、同省)＝共同

労働安全衛生法は、芳香族アミンを扱う事業者に対し、空気中の濃度管理などの安全対策を取ることを努力義務として課している。同工場も安全対策を取っていたというが、厚労省は「どこかに漏れがあったと考えざるを得ない」とみて、工場の安全対策や作業実態を調べる。

オルトトルイジンを年1トン以上取り扱う事業者は、経済産業省への届け出が必要。厚労省は届け出のあった工場を含め、全国で約40カ所把握しているという。

このため他工場でも安全対策が適切に取られているか緊急に調査するとともに、従業員の健康診断を実施するよう求める。また、業界団体の日本化学工業協会と化成工業協会を通じ、芳香

2015.12 染料工場で5人膀胱がん 原料のオルトトルイジンが原因か？ 厚労省が調査開始 2016.7 オルトトルイジンリスク評価書

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2016年7月 > 化学物質のリスク評価検討会報告書(オルトトルイジンに対する今後の対応)を公表します

平成28年7月28日
【照会先】
労働基準局安全衛生部
化学物質対策課化学物質評価室
室長 穴井 達也 (内線5508)
室長補佐 平川 秀樹 (内線5511)
化学物質情報管理官 米倉 隆弘 (内線5511)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3502)6756

報道関係者各位

化学物質のリスク評価検討会報告書(オルトトルイジンに対する今後の対応)を公表します

～オルトトルイジンによる健康障害の防止措置を直ちに検討～

厚生労働省の「化学物質のリスク評価検討会」(座長:名古屋 俊士 早稲田大学名誉教授)では、毎年、化学物質による労働者の健康障害のリスク評価を行っています。このほど、「ヒトに対して発がん性がある」とされている「オルトトルイジン」に対する今後の対応について報告書をまとめたので、公表します。

今回の結果を受け、「オルトトルイジン」について、直ちに健康障害防止措置の検討に着手します。なお、こうした検討に先立ち、「オルトトルイジン」の製造・取扱作業を行う事業場に対しては、設備、作業方法の改善、業務の状況に応じた換気、有効な化学防護服の着用などの適切なリスク防止措置、関係労働者の健康管理措置を講じるよう既に指導しています。

労働災害事例 ～職場の安全サイト～

同一事業場内別作業のラッカー塗装による有機溶剤中毒



発生状況

工場の部品置場において、被災者は金属製の部品の仕分作業を行っていたところ、シンナー臭を感じ、次第に頭痛を催し嘔吐した。災害発生当時、別の部署の作業者が被災者の近くでラッカースプレーを使用して臨時に部品の塗装作業をしていた。このラッカースプレーにはトルエン、キシレン等の有機溶剤、エチルベンゼン等の特別有機溶剤が含まれていた。

原因

- ・ 検品作業のように有害物質を使用しない作業と同じ場所で、他の作業者が有機溶剤を使用する作業をしたこと
- ・ そのため、リスクアセスメント、対策等がとられていなかったこと

対策

- ・ 有機溶剤を使用する際は、換気設備を整備する。スプレー塗料は有機溶剤を含有しており、空気中に飛散する量が多いので十分注意する。屋外の場合でも風下に人がいないか確認する
- ・ 近くで他の作業を実施する必要があるれば、他の部署に影響が及ばないように根本的な作業環境の設計を行い、保護具にのみ依存する作業を実施しない

労働災害事例 ～職場の安全サイト～

イソシアネート系硬化剤の吸入によるアレルギー



発生状況

塗装工事現場において、硬化剤を入れた塗料で雨戸に吹き付け塗装を行った。作業中に喉に違和感を覚えたが、当日はそのまま作業を続けた。翌日の朝に起床したときに首や喉が腫れて呼吸困難となり病院を受診した。耐候性を高めるウレタンコーティング塗料の硬化剤に含まれていたイソシアネート類（トルエンジイソシアネートなど）を吸入したことによるアレルギーと診断された。作業においては防毒マスク未着用であった。

原因

- ・ 感作性のある物質を扱うことに対するリスクアセスメントが不足していたこと
- ・ 呼吸用保護具を始め、適切な保護具を着用していなかったこと
- ・ 化学物質の有害性に関する教育が行われず、知識が不十分であったこと

対策

- ・ イソシアネート製剤についての知識を共有し、呼吸用保護具や保護衣・保護手袋を必ず装着する
- ・ 化学物質の危険有害性（今回の場合は「呼吸器感作性」）を把握できるよう、ラベルやSDSを用いた教育を行うこと
- ・ ウレタン系の硬化剤はイソシアネート類を含有している。アレルギーを発症しやすいため、一度でもアレルギーを起こした作業者は、アナフィラキシーショックを避けるために同様の製品を使用する作業を回避させる

労働災害事例 ～職場の安全サイト～

容器が破損したフェノールによる薬傷、中毒



発生状況

商品（ガラス瓶入りのフェノール（ラベル・SDS対象物質）液（医薬用外劇物）500ミリリットル）を納品時に、ガラス瓶を駐車場に落下、破損させた。割れたガラス瓶を素手で拾いプラスチック製のBOXに入れて軽自動車に積み込んだ。その車で次の納品先へ向かったが、商品に触れた指が赤く腫れ、気分も悪くなった。次の納品先から救急車で病院に搬送された。

原因

- ・ 有害性の物質を取り扱う際の事故対応について、リスクアセスメントが不足していたこと
- ・ 破損品の回収作業にあたって保護具を着用せず、洗い流すなどの適切な応急措置をしなかった。回収した薬品の保存時に密閉せず、車内の換気が不十分であったこと
- ・ 事故があった場合には、直ちに本部の指示をあおぐ旨のマニュアルに対して、作業者が違反したこと

対策

- ・ 薬品の付着したものを触る時は、適切な手袋と呼吸用保護具を使用する。皮膚や眼に付着した時は、素早く大量の水で洗浄する
- ・ 割れた容器や薬品の清掃に使用した布や紙類は密閉容器に保存する
- ・ 車内で異臭を感じた場合はすぐに車両の窓を開け換気する
- ・ 事故時の対応手順書を用意し、連絡系統を明確にし、保護具や密閉容器などの事故対応用の物品を備え付ける

労働災害事例 ～職場の安全サイト～

タンクの内壁を清掃中に、タンク内部に残留していたジクロロメタン中毒により死亡



発生状況

高さ350cm、直径205cmのウレタン原料混合タンク（反応釜であるが第一種圧力容器には該当しない）内の底部に倒れていた被災者（防毒マスクは外れていた）が発見されたもの。被災時の目撃者はいないため、災害発生状況の詳細は不明だが、被災者近辺にシェーパー（タンク内の壁面を清掃する手持ち金属用具）が落ちていた。また、当該タンク開口部の蓋は開いており、当該タンク内に前夜入れてあった洗浄液（ジクロロメタン）約10～20Lは抜かれていた。なお、被災者は、肺水腫を発症していた。解剖の結果、ジクロロメタンによる中毒死と判断された。

原因

- 1 適切な保護具未着用
- 2 適切な呼吸用保護具未着用
- 3 安全衛生教育未実施
- 4 換気不足
- 5 作業員への連絡不足
- 6 作業者の危険有害性認識不足
- 7 作業者の経験不足/初めて
- 8 作業者の作業手順・指示等の不履行
- 9 作業主任者・管理責任者等の危険有害性認識不足

対策

- 1 防毒マスクの着用方法、送気マスクの使用、吸収缶の破過時間について労働者への教育と管理を行うこと。
- 2 タンクの内部に入る作業において、安全に作業を行える作業標準を見直しし、関係労働者に周知を図ること。
- 3 上記2の作業標準において、一人で作業を行うことを禁止すること。
- 4 タンクの内部に入る労働者に限らず、近辺で作業する労働者に対してタンクの構造（特に羽の構造）の安全衛生教育を行うこと。
- 5 使用する有機溶剤について、危険性又は有害性の調査を行い、関係労働者に対してその内容を十分に周知を図ること。

労働災害事例 ～職場の安全サイト～

カビ取り用洗剤を使用した作業による次亜塩素酸ナトリウム中毒



発生状況

本災害は、食品製造工場における壁のカビ取り作業後に発生した。製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウムを10～12%含有するカビ取り用洗剤を使用して、通路の壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちが悪いため、通常500倍に希釈して作業するところ、洗剤を希釈せずに原液のまま使用した。帰宅後、息苦しい等の症状が発生したため病院を受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断された。

原因

- 1 カビ取り作業を行う際は、洗剤を水で500倍に希釈してから作業するようにあらかじめマニュアルで定めていたにもかかわらず、マニュアルで定められた作業手順を守らず、洗剤を原液のまま使用して作業を行ったこと。
- 2 次亜塩素酸ナトリウムの危険有害性に関する認識が不足していたこと。

対策

- 1 次亜塩素酸ナトリウムを含有する洗剤を使用して行う清掃の業務においては、マニュアルで定められた作業手順を行わせるよう徹底し、再発防止に努めること。

労働災害事例 ～職場の安全サイト～

インクジェットヘッドの洗浄作業におけるイソプロピルアルコール中毒



発生状況

本災害は、インクジェットヘッドを製造する事業所において、インクジェットヘッドの洗浄作業中に発生した。

被災者はイソプロピルアルコール（以下、IPA）を使用したインクジェットヘッドの洗浄作業中、誤ってIPAの入った一斗缶を倒してしまい、床にこぼれたIPAをふき取る際、有機ガス用防毒マスクや保護手袋を使用することなく作業しIPAに直接ばく露した。被災者は吐き気を訴え、IPA中毒と診断された。有機溶剤健康診断は受診していなかった。

原因

- 1 有機ガス用防毒マスクの着用など、有効なばく露防止対策を講じないままふき取り作業を行い、揮発したIPAの蒸気を吸い込み、ばく露したこと。
- 2 IPAの処理方法におけるリスクアセスメントが実施されていなかったこと。
- 3 IPAが漏えいした場合における作業標準書が作成されていなかったこと。
- 4 被災者がアルコールとの飲み合わせに注意が必要な薬を服用していたにも関わらず、IPAを用いる洗浄業務に配置転換することについて、産業医からの意見聴取等の医学的な検討がなされていなかったこと。
- 5 洗浄作業場の作業環境を的確に把握していなかったこと。

対策

- 1 IPAの入った一斗缶は密閉し、労働者が接触するおそれのない場所に設置すること。
- 2 IPAが漏えいした場合の作業標準を定め労働者に周知すること。また、漏えいしたIPAへのばく露を防止するため必要な保護具を作業者の人数分備え付けること。
- 3 労働者を有機溶剤業務に配置転換する際は有機溶剤等健康診断を実施すること。
- 4 労働者をIPA使用の洗浄業務に配置転換する際は、産業医の意見聴取を実施すること。
- 5 有機溶剤等を使用する洗浄業務を行う作業場について6月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定を実施すること。

労働災害事例 ～職場の安全サイト～

原薬製造作業中に急性シアン中毒となる



発生状況

本災害は、工場内での原薬の製造作業中に発生した。

被災者は、原薬に含まれる不純物の除去作業及び乾燥作業を行った。作業は、まず原薬（約150 kg）にアセトニトリルを加えて、不純物をアセトニトリルに溶かし、その後遠心ろ過装置によるろ過作業を行い、アセトニトリルを取り除くことによって不純物を取り除く。次に、遠心ろ過後のウェットケーキ状の原薬を、ひしゃくで汲み出し、ファイバードラムで乾燥室に運び、乾燥用皿に移して手で均一な厚さにならした後、乾燥機に入れるというものである。この作業を防毒マスク、手袋を着用して約2時間行った。当該作業には途中まで上司が立ち会っていた。

被災者は、作業終了後帰宅してから嘔吐を繰り返すなど体調不良となり、翌日救急搬送され入院し、急性シアン中毒と診断された。

原因

- 1 作業場及び乾燥室に有効な換気設備が設置されておらず、アセトニトリルが滞留していたこと。
- 2 防毒マスクの吸収缶の交換時期が明確に定められておらず、個人の感覚に任せていたため、適切な交換がなされなかったこと。
- 3 皮膚からの吸収を防ぐための保護具が着用されていなかったこと。
- 4 取扱い物質の危険有害性に関してリスクアセスメントを実施していなかったこと。

対策

- 1 作業場及び乾燥室に適切な局所排気装置を設置すること。
- 2 防毒マスクの吸収缶の交換時期を作業毎に決め、作業標準に盛り込むこと。
- 3 防護ゴーグルや面体つき防毒マスクの着用を徹底させること。
- 4 化学物質を取扱う作業についてリスクアセスメントを実施すること。

労働災害事例 ～職場の安全サイト～

貯槽内点検時、両目の角膜炎



発生状況

本災害は、無機化学工業製品製造工場において、酸性液の貯蔵槽の定期点検中に発生した。当該工場では、工業化学品の貯槽内定期点検のため、酸性の液体である貯蔵物を排出し苛性水により中和処理後、送風機で5日間乾燥させた当該貯槽内に、被災者3名を含む作業員4名で立ち入り、清掃作業を行っていた。被災者は貯槽内の点検及び残留物（水垢）の除去を行った。その後、被災者2名が作業終了直後に事業場内で入浴した際、また残り1名は翌日朝に洗顔した際に、それぞれ眼に充血や痛み等の異常を自覚したため、医療機関を受診したところ、両目角膜びらん及び両目角膜炎と診断された。

酸性液体である貯蔵物は、主成分として、眼・呼吸器粘膜・皮膚に対して刺激性及び腐食性の物質ジメチルチオホスホリルクロライドを70%以上含んでいた。被災者らは保護めがね及び呼吸用保護具（使い捨て式防塵マスク）を着用していたが、保護めがねは顔面密着式でないものであり、空気が眼部に直接接触する状態であった。

原因

- 1 眼刺激性物質が、ライニング材に浸透していたものが洗浄中に染み出し、霧状に飛散もしくは気化して蒸散し、密着式ではない保護めがねの隙間から眼中に入ったこと。
- 2 当該作業にかかるリスクアセスメントが行われておらず、有害性の認識が不十分であったこと。

対策

- 1 眼への刺激性が指摘されている有害物取扱業務を行わせる場合には、飛沫又は蒸散に対し、ゴーグル型等の有効な保護めがねを使用させること。
- 2 有害物取扱業務については、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づきリスクアセスメントを実施し、危険有害性のリスク評価及び低減措置を講じること。その上で、作業方法及び使用する保護具について標準化し、作業手順書を作成すること。

労働災害事例 ～職場の安全サイト～

研究施設で材料の開発実験中に爆発し手指を負傷



発生状況

本災害は、大学の研究施設内で材料の開発実験中に発生した。被災者は、リチウム電池の正極材料の研究開発を行う実験の一環として、鉄とフッ化リチウムの混合微粒子を精製するために、スケールの小さい予備実験を問題なく行った後、アジ化リチウムと三フッ化鉄を混合し、ボールミル装置で混合、粉砕した。この密閉容器に入った混合試料約9gをグローブボックス装置内で開け、乳鉢からガラス瓶に金属性スパチュラで入れている際、混合試料が爆発し手指の切断を伴う負傷をした。

原因

- 1 アジ化物の危険性の検討は行っているものの、アジ化物を取り扱う際の注意事項を作成しておらず、関係労働者に周知徹底していないこと。
- 2 実験を行う前に当該実験に使用する化学物質の取扱いに関するリスクアセスメントを実施していないこと。
- 3 研究の承認は行われているものの、混合試料の精製量を増加する等、実験方法を変更する際、当該研究室の責任者に相談していないこと。

対策

- 1 アジ化物を取り扱う際の注意事項を作成し、関係労働者に周知徹底すること。
- 2 実験を行う前に当該実験に使用する化学物質の取扱いに関し、危険有害性、設備、実験方法を考慮してリスクアセスメントを実施すること。
- 3 実験の過程で使用量等作業法を変更する際は、責任者に報告し、許可を得ること。
- 4 新規の実験について、使用する化学物質の危険有害性の安全確認手法及びルールを定め、関係労働者に周知徹底すること。

労働災害事例 ～職場の安全サイト～

4-クロロアニリンの粉砕作業中、アニリン中毒となり入院



発生状況

本災害は、粉砕機を使用して、4-クロロアニリンの粉砕作業中に発生した。

被災者は、粉砕機を使用して結晶状の4-クロロアニリンを粉砕する作業を行っていた。粉砕作業終了後、被災者は控室にて休憩を取っていたが、その後、気分が悪くなり、めまいをおこし倒れてしまった。被災者は救急車で病院に搬送され、診察の結果、アニリン中毒、中毒性メトヘモグロビン血症と診断された。

被災者は、4日間入院加療後に回復し、退院した。

原因

- 1 不適切な保護具の使用などばく露防止措置が十分でなかったこと。
- 2 局所排気装置の吸気能力が低下していた可能性があること。
- 3 事業場で、化学物質に対するリスクアセスメントの実施とそれに基づく作業手順書の作成がされていなかったこと。

対策

- 1 4-クロロアニリンのSDSにより、必要なばく露防止及び保護措置について確認し、適切に実施すること。
- 2 4-クロロアニリンを取り扱う作業において適切な呼吸用保護具の選択、使用等について、呼吸用保護具の製造者から具体的な指導を受けること。
- 3 局所排気装置の定期自主検査項目に、吸気・排気口フィルターの目詰まりが起きていないかの確認を追加すること。
- 4 事業場で取り扱う化学物質のリスクアセスメントを行い、それに基づく作業手順書を作成し、労働者に教育を実施すること。

労働安全衛生法改正の経緯

労働災害の発生

労災認定

労働安全衛生法違反罪

労働者からの訴訟 ～ 関係者引責

多額の保証金

事態の收拾に多大な時間とコスト

企業イメージの低下、社会的信用失墜



化学物質管理は、企業の経営リスクと直結する

労働安全衛生法改正の経緯

政府、労働組合、経営者団体、学会等専門家からなる検討会
2019.9～2021.7

報告書の概要 (2021.7)

- ① 日本の化学物質管理は「**法令準拠型**」
- ② 工場等で**日常的に使われている物質は数万物質**、用途もさまざま
- ③ 労働災害の多くは**規制されていない物質**により発生
- ④ **規模の小さい事業場**での災害発生が多い
- ⑤ 物質の**危険性・有害性情報を伝達する制度**の対象が限定的



自律管理型への転換



- ① 化学物質の**危険性・有害性に関する情報伝達を強化**
- ② **リスクアセスメントの実施と対策**
- ③ 化学物質の**自律的な管理**のための**実施体制**を確立
- ④ **小規模事業場支援**

職場における化学物質等の管理のあり方
に関する検討会 報告書
～化学物質への理解を高め
自律的な管理を基本とする仕組みへ～

令和3年7月19日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安衛法 労働安全衛生規則等の改正

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 雇用・労働> 労働基準> 安全・衛生> 職場における化学物質対策について> 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容～

新たな規制の概要

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上の労働災害(がん等の発がん性疾患を除く。)の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

<現在の化学物質規制の仕組み(特化剤等による個別具体的規制を中心とする規制)>

規制の種類	対象物質	規制内容
特別規則、有機溶剤等に基づく個別具体的規制	特定化学物質	ばく露防止措置、健康診断等
ラベル表示義務、SDS交付義務、リスクアセスメント義務	有害な化学物質	ばく露防止措置、健康診断等
一般労働者等に対する規制	有害な化学物質	ばく露防止措置、健康診断等

改正政令及び改正省令（令和4年2月24日公布）

- 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（令和4年政令第51号）改め文
- 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（令和4年政令第51号）新旧対照表
- 「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第25号）」

改正省令（令和4年5月31日公布）

- 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第91号）」

告示

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示（令和4年厚生労働省告示第190号）

安衛法改正内容

1. 化学物質管理体制の見直し

ラベル表示・通知

リスクアセスメントとばく露低減措置

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

衛生委員会付議事項

健康診断の実施・記録作成

2. 実施体制の確立

化学物質管理者・保護具着用責任者の選任

雇い入れ時等教育

職長等に対する安全衛生教育

3. 情報伝達の強化

通知方法の柔軟化

「人体に及ぼす影響」の定期確認

通知事項の追加、含有量表示の適正化

安衛法改正内容

1. 化学物質管理体制の見直し

ラベル表示・通知

リスクアセスメントとばく露低減措置

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

衛生委員会付議事項

健康診断の実施・記録作成

2. 実施体制の確立

化学物質管理者・保護具着用責任者の選任

雇い入れ時等教育

職長等に対する安全衛生教育

3. 情報伝達の強化

通知方法の柔軟化

「人体に及ぼす影響」の定期確認

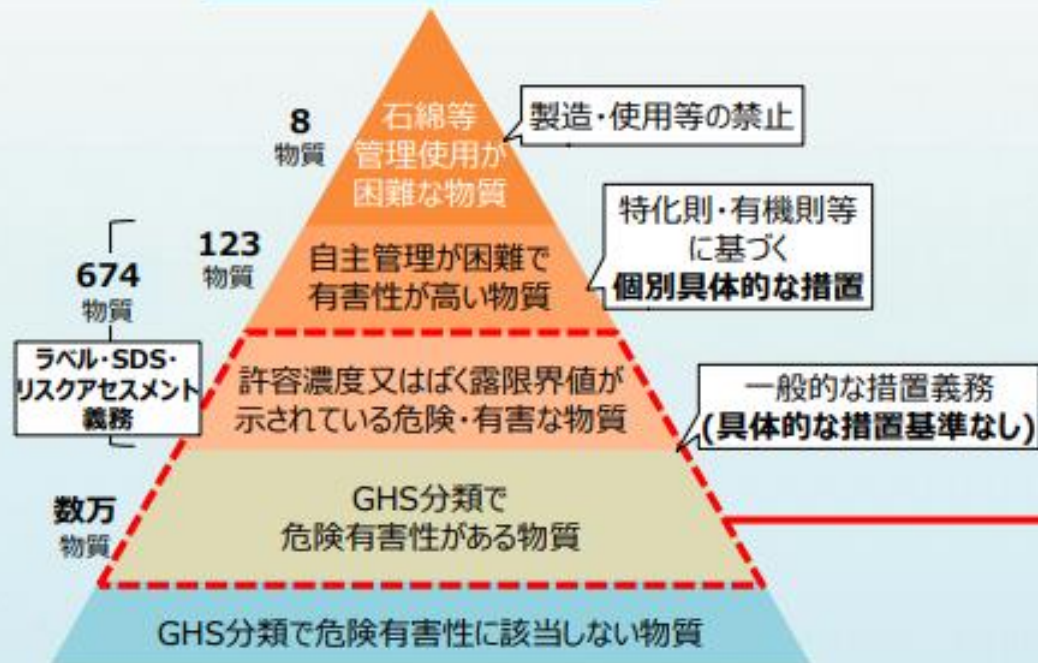
通知事項の追加、含有量表示の適正化

安衛法 労働安全衛生規則等の改正

ラベル・SDS等による通知、リスクアセスメント対象物質の拡大

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



安衛法 労働安全衛生規則等の改正

ラベル・SDS等による通知、リスクアセスメント対象物質の拡大

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質



改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

安衛法改正

ラベル表示・SDS等による通知対象物質の追加

国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

	2021 ↓	2022 ↓	2023 ↓	2024 ↓	2025 ↓	2026 ↓
国による新規GHS 分類 モデルラベル・SDS 作成	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150 - 300 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質
	既存GHS分類済物質					
管理基準の設定 (施行まで1年程度)		150 物質	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質
		リスク評価 由来等物質	許容濃度等が設定されている物質			

安衛法改正

ラベル表示・SDS等による通知対象物質の追加 234物質が追加 (R6.4.1施行分)

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト
(令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行)

2022/2/24現在

国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質として、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付を義務化した対象物質リスト(令和6年4月1日施行)です。

※1 Noは、このリストの中で名称順に便宜的に付与したものであり、政令番号とは異なります。なお、SDSに政令番号を記載する義務はありません。

※2 CAS登録番号[®]は参考として示したものです。構造異性体等が存在する場合には異なるCAS登録番号[®]が割り振られることがありますが、対象物質の可否の判断は物質名で行います。

※3 ラベル・SDSの値(含有量その値未満の場合、ラベル・SDSの義務対象とならない値)は、平成27年8月3日付け基発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について(化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係)」(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc1176&dataType=1&pageNo=1)の第3の2(2)に沿って設定したものです。

No	名称	英語名称	CAS RN [®]	ラベル値(重量%)	SDS値(重量%)	備考
1	アクリル酸 2-((ジメチルアミノ)エチル)	2-(dimethylamino)ethyl acrylate	2439-35-2	1	0.1	
2	アザチオプリン	azathioprine	446-86-6	0.1	0.1	
3	アセタゾラミド(別名アセタゾールアミド)	acetazolamide	59-66-5	0.3	0.1	
4	アセトンチオセミカルバゾン	acetone thiosemicarbazone	1752-30-3	1	1	
5	アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物	aniline, polymer with formaldehyde	25214-70-4	0.1	0.1	
6	アフラトキシン	aflatoxin	1402-68-2	0.1	0.1	
7	2-アミノエタンチオール(別名システアミン)	2-aminoethanethiol (alias: cysteamine)	60-23-1	0.3	0.1	
8	N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール	N-(2-aminoethyl)-2-aminoethanol	111-41-1	0.2	0.1	
9	3-アミノ-N-エチルカルバゾール	3-amino-N-ethylcarbazol	132-32-1	0.1	0.1	
10	(S)-2-アミノ-3-[[4-[[bis(2-クロロエチル)アミノ]フェニル]プロパノ酸(別名メルファラン)]フェニル]プロパノ酸(別名メルファラン)	(S)-2-amino-3-[[4-[[bis(2-chloroethyl)amino]phenyl]propanoic acid (alias: melphalan)]phenyl]propanoic acid (alias: melphalan)	148-82-3	0.1	0.1	
11	2-アミノ-4-[[ヒドロキシ(メチル)ホスホリル]ブタン酸及びそのアンモニウム塩]	2-amino-4-[[hydroxy(methyl)phosphoryl]butanoic acid and its ammonium salt]		0.3	0.1	
	2-アミノ-4-[[ヒドロキシ(メチル)ホスホリル]ブタン酸]	2-amino-4-[[hydroxy(methyl)phosphoryl]butanoic acid]	51276-47-2			
	2-アミノ-4-[[ヒドロキシ(メチル)ホスホリル]ブタン酸アンモニウム]	ammonium 2-amino-4-[[hydroxy(methyl)phosphoryl]butyrate]	77182-82-2			
12	3-アミノ-1-プロペン	3-amino-1-propene	107-11-9	1	1	
13	4-アミノ-1-β-D-リボフランオシル-1,3,5-トリアジン-2(1H)-オン	4-amino-1-β-D-ribofuranosyl-1,3,5-triazin-2(1H)-one	320-67-2	0.1	0.1	
14	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	4-allyl-1,2-dimethoxybenzene	93-15-2	0.1	0.1	
15	17α-アセトキシ-6-クロロ-pregna-4,6-ジエン-3,20-ジオン	17α-acetyloxy-6-chloro-pregna-4,6-diene-3,20-dione	302-22-7	0.3	0.1	
16	アントラセン	anthracene	120-12-7	0.1	0.1	
17	イソシアナート 3,4-ジクロロフェニル	3,4-dichlorophenyl isocyanate	102-36-3	1	1	
18	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	4,4'-isopropylidenediphenol (alias: bisphenol A)	80-05-7	0.3	0.1	
19	イブuprofen	ibuprofen	15687-27-1	0.3	0.1	
20	ウラン	uranium	7440-61-1	0.1	0.1	

安衛法改正

ラベル表示・SDS等による通知対象物質の追加

>>>対応

- 現時点で使っている化学物質の調査 ⇒化学物質調査票
- 危険・有害性のある化学物質の絞り込み ⇒SDS、[CHRIP](#)、[職場の安全サイト](#)等
- 作業場へのSDS設置、ラベル表示等の調査
- 追加される通知対象物質の調査 ⇒リスクアセスメント情報収集

RA情報収集 (CAS番号からリスクアセスメントに必要な情報を収集)

1 Initial No. RA情報収集

1 final No.

リスクアセスメント必須項目

CAS番号 96-12-8

分子式 SDS表示

分子量
接続があるものは自動入力されます。
空欄の場合はE列の分子式から計算します。
分子量計算は【計算機】が使えます。

37,86161845

蒸気圧
E列から単位hPaで転記します。
1hPa = 100Pa = 0.1kPa

28.4 mmHg
37,86161845 hPa

許容濃度
管理濃度があるものは管理濃度を記入、ない場合は日本化学学会のACGIHを記入。
液体・気体はppm、固体はmg/m³の値を記入してください(単位は不要)。

0.7 通常は1、PCのステップ、濃

SDS3	化学物質名	分子式	分子重	蒸気圧	蒸気圧(hPa)	物理状態	性状	許容濃度	管理濃度	日本化学会	ACGIH	TLV-STEL	法定期	SDS15
4	1910-42-5	1,1-ジメチル-4,4'-ビヒスニウム=シクロド (別名: パラ)	C12H14Cl2N2	221.71	1.0x10 ⁻⁷ mmHg (PHYSPROP Databa	1.33E-07	固体 (20℃, 1気圧)	0.05	未設定	未設定	TLV-TWA: 0.05 mg/m3 (In			
5	56-38-2	バクテリア	C10H14NO5PS	291.262	3.78x10 ⁻⁵ mmHg (20℃) [換算値 0.0	5.04E-05	液体 (20℃, 1気圧)	0.1	未設定	0.1 mg/m3 (TLV-TWA: 0.05 mg/m3 (吸				
6	56-38-2	バクテリア	C10H14NO5PS	291.262	3.78x10 ⁻⁵ mmHg (20℃) [換算値 0.0	0.00504	液体 (20℃, 1気圧)	0.1	未設定	0.1 mg/m3 (TLV-TWA: 0.05 mg/m3 (吸				
7	75-44-5	ホウ酸	Cl2O	98.92	161.6 kPa (20℃) (ICSC (2013))	1616	気体 (20℃, 1気圧)	0.1	未設定	0.1 ppm, 0.4 TLV-TWA: 0.1 ppm, 0.4 mg				
8	78-00-2	四エチル鉛	C8H20Pb	323.47	0.39 mmHg (25℃) : Howard (19	0.52	液体	0.004	0.05mg/m ³	許容濃度 0.075mg/m ³ (PbL ₂ C) 経皮				
9	75-07-0	アセトアルデヒド	C2H4O	44.05	101 kPa (20℃) (ICSC (2003))	1010	液体 (20℃, 1気圧)	25	未設定	TLV-TWA: C TLV-STEL: C				
10	107-05-1	塩化アルル	C3H5Cl	76.53	295 mmHg (20℃) (NFPA(2013))	393	液体 (20℃, 1気圧)	1	未設定	未設定	TLV-TWA: 1 TLV-STEL: 2			
11	62-53-3	アニリン	C6H7N	93.13	40 Pa (20℃) (ICSC(2014))	0.4	液体 (20℃, 1気圧)	1	未設定	許容濃度: 1 pg TLV-TWA: 2 ppm (Skin)				
12	62-53-3	アニリン	C6H7N	93.13	40 Pa (20℃) (ICSC(2014))	0.4	液体 (20℃, 1気圧)	1	未設定	許容濃度: 1 pg TLV-TWA: 2 ppm (Skin)				
13	62-53-3	アニリン	C6H7N	93.13	40 Pa (20℃) (ICSC(2014))	0.4	液体 (20℃, 1気圧)	1	未設定	許容濃度: 1 pg TLV-TWA: 2 ppm (Skin)				
14	1309-64-4	三酸化ニアンチモン	OSb2	291.497	1mmHg (574℃) : NITE総合検索 (1.33	固体 (粉末)	未設定	未設定	未設定				
15	7440-38-2	鉛素	Pb	207.2	0.0075mmHg(280℃) [換算値 1Pa(28	0.01	固体	0.003	0.003mg/m ³	51703+14以上	産別発がん生体 TLV-TWA: 0.1 fcc(F)			
16	12001-29-5	クラクニル	H2Mg3O8Si2.H2O	-	未設定	-	固体	未設定	未設定	産別発がん生体 TLV-TWA: 0.1 fcc(F)				
17	71-43-2	ベンゼン (Benzene)	C6H6	78.108	10kPa(20℃) 1)	100	無色の液体 1)	1	1ppm	1ppm	TLV-TWA: 0.5 TLV-STEL: 2.5			
18	100-44-7	1-ブタンチオール	C7H7Cl	126.59	120Pa (20℃) : ICSC (2004)	1.2	液体	1	未設定	未設定	TLV-TWA: 1 ppm			
19	106-99-0	1,3-ブタンジエン	C4H6	54.09	273.6 kPa (2,052 mmHg) (25℃) (H	2736	気体 (20℃, 1気圧)	2	未設定	未設定	TLV-TWA: 2 ppm, 4.4 mg/r			
20	109-79-5	1-ブタンチオール	C4H10S	90.18	4.0 kPa (20℃) (ICSC(2000), GES	40	液体 (20℃, 1気圧)	0.5	未設定	未設定	TLV-TWA: 0.5 ppm			
21	75-66-1	tert-ブチルメルカプタン	C4H10S	90.18	181 mmHg (25℃) [換算値 24,127 Pa	241	液体 (20℃, 1気圧)	未設定	未設定	未設定	未設定			
22	7440-43-9	カドミウム	Cd	-	5.52x10 ⁻⁷ Pa(25℃ 推定値) 16)	5.52E-09	銀白色で青味を帯	0.05	0.05 mg/m ³ として0.0	許容濃度: 0.05 TLV-TWA: 0.002 mg/m ³ , 3				
23	75-15-0	二酸化炭素	CS2	76.14	48 kPa (25℃) (ICSC (J) (2000))	480	液体 (20℃, 1気圧)	1	1 ppm	1 ppm, 3.13 TLV-TWA: 1 ppm, 3.13 mg/				
24	630-08-0	酸化炭素	CO	-	30609hPa-143 (9)	30609	無色、無味の圧縮	50	未設定	許容濃度: 50 TLV-TWA: 25 ppm				
25	56-23-5	テトラクロロメタン	CCl4	153.82	12.2kPa (20℃) : ICSC (2000)	122	液体	5	5 ppm	許容濃度: 5 pg TLV-TWA: 5 ppm, TLV-STE				

リスクアセスメント情報収集 (例)

安衛法改正

リスクアセスメント 令和5年のトピックス

1. 濃度基準告示

67物質の濃度基準値（8時間濃度基準値、短時間濃度基準値）
が定められた

2. 技術上の指針

確認測定の実施など、技術上の指針が示された

3. リスクアセスメント指針

リスクアセスメントの実施に関する指針が改定された

4. 皮膚等障害化学物質

1125物質公開された

安衛法改正

リスクアセスメントの実施と暴露低減措置

1. **危険・有害性**が確認された全ての物質について**リスクアセスメントを実施**する
2. **濃度基準値**が設定された物質は、**濃度基準値以下**としなければならない
3. その他の物質は労働者が暴露される**濃度を最小限度**にしなければならない
4. **リスク低減措置**は
 - i 代替物等を使用する
 - ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
 - iii 作業の方法を改善する
 - iv 有効な呼吸用保護具を使用する
5. リスクアセスメントの結果と、その結果にく措置の内容等は、**関係労働者に周知**するとともに、**記録を作成**し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）**保存**しなければならない

安衛法改正

67物質について濃度基準値と適用方法が定められた (R6.4.1施行)

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	短時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	-	イソブレン	3 ppm	-	-	-
アクリル酸メチル	2 ppm	-	イソホロン	-	5 ppm	-	-
アクロレイン	-	0.1 ppm*	一酸化二窒素	100 ppm	-	-	-
アセチルサリチル酸 (別名アスピリン)	5 mg/m ³	-	イブシロン-カプロラクタム	5 mg/m ³	-	-	-
アセトアルデヒド	-	10 ppm	エチリデンノルボルネン	2 ppm	4 ppm	-	-
アセトニトリル	10 ppm	-	2-エチルヘキサン酸	5 mg/m ³	-	-	-
アセトンシアノヒドリン	-	5 ppm	エチレングリコール	10 ppm	50 ppm	-	-
アニリン	2 ppm	-	エチレンクロロヒドリン	2 ppm	-	-	-
1-アリロキシ-2,3-エポキシプロパン	1 ppm	-	エピクロロヒドリン	0.5 ppm	-	-	-
アルファ-メチルスチレン	10 ppm	-	塩化アリル	1 ppm	-	-	-
シエナレグテン	-	-	300 ppm	臭素	-	0.2 ppm	-
シクロヘキシルアミン	-	-	5 ppm	しょう脳	2 ppm	-	0.3 ppm*
ニトロベンゼン	-	-	0.1 ppm	-	-	-	-
N-[1-(N-フルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ペノミル)	-	-	1 mg/m ³	-	-	-	-
						フルフラール	0.2 ppm
						フルフリルアルコール	0.2 ppm

安衛法 労働安全衛生規則等の改正

リスクアセスメントの実施

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせることが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。

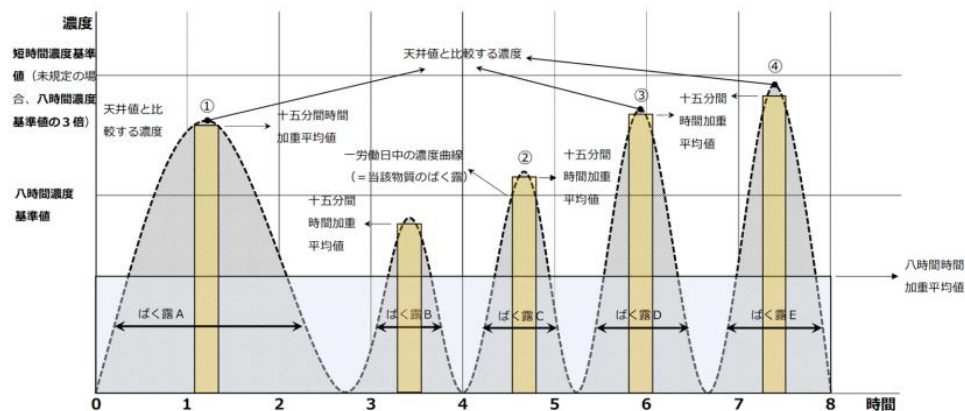
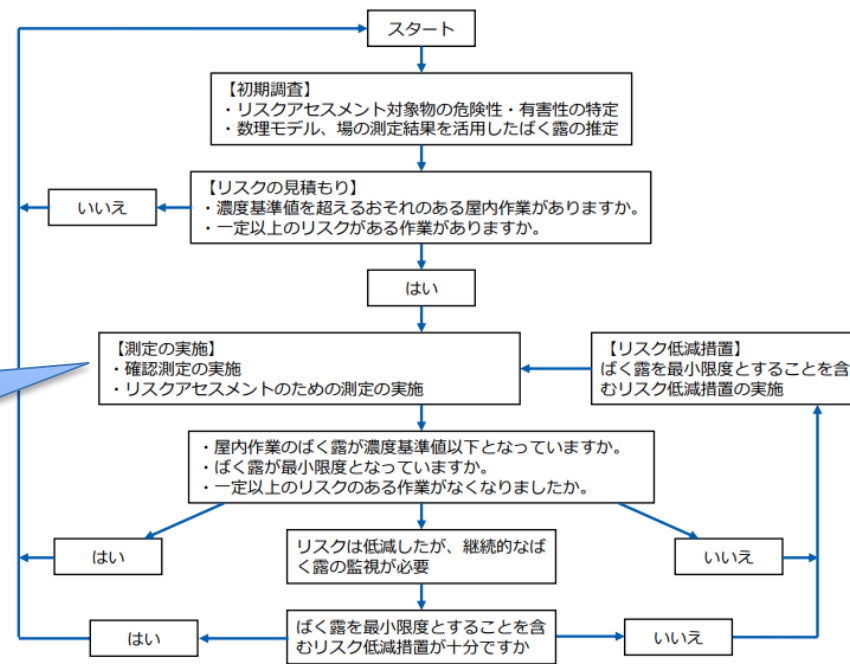


個人ばく露測定

安衛法 労働安全衛生規則等の改正

リスクアセスメントの実施 リスクアセスメント指針および 技術上の指針で詳細な方法が示された。

確認測定の実施



安衛法改正

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に**障害等防止用保護具**を使用させなければなりません

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

安衛法改正

皮膚等障害化学物質

1125物質が通達により示された

皮膚等障害化学物質^{*1}（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行））及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト

令和5年8月4日時点

CAS RN	国によるGHS分類の名称	労働安全衛生法令の名称 ^{*2}	備考	皮膚刺激性有害物質 ^{*3, 4}	皮膚吸収性有害物質 ^{*5, 6}	特化則等 ^{*7}
50-32-8	ベンゾ [a] ピレン	ベンゾ [a] ピレン			●	
50-78-2	アセチルサリチル酸	アセチルサリチル酸 (別名アスピリン)		●		
51-75-2	ビス (2-クロロエチル) メチルアミン (ナイトロジェンマスタード)	ビス (2-クロロエチル) メチルアミン (別名HN2)		●	●	
52-51-7	2-プロモ-2-ニトロプロパン-1, 3-ジオール (別名プロノボル)	-		●	●	
52-68-6	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名トリクロロホン又はDEP)	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名DEP)		●		
53-70-3	ジベンゾ [a, h] アントラセン	ジベンゾ [a, h] アントラセン (別名1, 2:5, 6-ジベンゾアントラセン)			●	
54-11-5	3-(1-メチル-2-ピロリジニル) ピリジン (別名ニコチン)	ニコチン		●	●	
55-18-5	N-ニトロジエチルアミン	N, N-ジエチル亜硝酸アミド			●	
55-38-9	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)【フェンチオン】	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェンチオン)			●	
55-56-1	クロルヘキシジン	-		●		
55-63-0	ニトログリセリン	ニトログリセリン		●	●	
55-68-5	硝酸フェニル水銀	アリル水銀化合物		●		
56-18-8	3, 3'-イミノジ (プロピルアミン)	-		●		
56-38-2	パラチオン	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)			●	
56-55-3	ベンゾ [a] アントラセン	ベンゾ [a] アントラセン			●	
56-72-4	O-3-クロロ-4-メチルマリン-7-イルO, O-ジエチルホスホロチオアート【クマホス】	O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O; O'-ジエチル=ホスホロチオアート			●	
57-06-7	イソチオシアン酸アリル	-		●		
57-74-9	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)			●	
57-92-1	1, 1'-[(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S) -4-({5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファー-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファー-L-リキソフラノシル} オキシ) -2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサン-1, 3-ジイル] ジグアニジン (別名ストレプトマイシン)	-		●		
58-89-9	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (リンデン)	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)			●	
59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェノール	-		●		
59-89-2	N-ニトロソモルホリン	N-ニトロソモルホリン			●	
60-09-3	パラフェニルアゾアニリン	パラフェニルアゾアニリン		●		
60-34-4	メチルヒドラジン	メチルヒドラジン			●	
60-57-1	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノフタレン (別名ディルドリン)	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノフタレン (別名ディルドリン)			●	
61-82-5	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)		●	●	
62-38-4	酢酸フェニル水銀	アリル水銀化合物		●		
62-53-3	アニリン	アニリン		●	●	

安衛法 労働安全衛生規則等の改正

暴露低減措置

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

安衛法改正

リスクアセスメントの実施と暴露低減措置

>>>対応

- リスクアセスメント対象作業場、工程の調査
- 作業場の状況調査
- 化学物質SDS情報の収集
- リスクアセスメントの実施 ⇒ [職場の安全サイト](#)
- リスク低減措置の実施 ⇒ 代替物、局所排気装置、作業の方法改善、保護具
- 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止 ⇒ 障害等防止用保護具
- リスクアセスメントの結果、措置内容を関係労働者に周知
- リスクアセスメント記録作成、保存

安衛法改正

安衛法改正に対応したリスクアセスメントツール

- ・ 令和6年度施行される**濃度基準値**（長期、短時間）に対応
- ・ 令和6年度リスクアセスメント**追加物質**に対応
- ・ **皮膚等障害化学物質**に対応
- ・ **バッチ処理**で最高250物質のリスクアセスメント
- ・ **GHS分類3000物質**のデータ実装
- ・ 日本語対応高精度リスクアセスメントツール

TRA_Link5.0 最新版

化学物質管理ミーティングのJEMAIサイトで
動画公開中

デモ版（無料）はこちらで配付しています

<https://www.chemical-info-jemai.net/ra>

TRA_Link		Risk Assessment Tool for ECETOC TRA Ver 5.0	
情報入力			
作業場	塗装場	CAS番号	100-00-5
化学物質名称	ベンゼン	SDS情報収集	<input type="checkbox"/>
分子量	78.11	SDS表示	<input type="checkbox"/>
蒸気圧	0.2	プロセスカテゴリ参照	<input type="checkbox"/>
作業内容	7 工業用吹き付け塗装	クリア	<input type="button" value="クリア"/>
作業状況	産業	SDS99	<input type="checkbox"/>
性状	液体	0598 (0598) のみ選択	<input type="checkbox"/>
粉じん量			
作業時間	1~4時間		
換気の状態	局所排気装置		
保護マスク	なし		
成分含有量	1-5%		
保護手袋	APF 20		
濃度基準/ばく露限界	0.6		
短時間濃度基準			
リスク評価結果			
推定ばく露濃度 (長期吸入) mg/m3	0.006		
推定ばく露濃度 (長期吸入) mg/m ³	0.006		
推定ばく露濃度 (短期吸入) mg/m ³	0.04		
推定ばく露濃度 (長期経皮) mg/kg/day	0.257142857		
推定ばく露濃度 (局所経皮) µg/cm ²	12		
ばく露量に関するコメント	LEV efficiency inhalation [%]: 95, LEV efficiency demal [%]: 0,		
リスク特性比 (長期吸入)	0.01		
リスク特性比 (短期吸入)	No short-term DNEL		
皮膚等障害化学物質	<input type="checkbox"/>		
安衛法リスクアセスメント対象物質	<input type="checkbox"/>		

安衛法改正

衛生委員会の付議事項

以下の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

安衛法改正

健康診断の実施・記録作成等

リスクアセスメントの結果に基づき**事業者が自ら選択して講ずるべく露防止措置の一環**として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の**健康診断を行い**、その結果に基づき**必要な措置**を講じなければなりません。

- ・濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。

- ・上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存しなければなりません。

- ・リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。

また、その記録を30年間保存しなければなりません

安衛法改正内容

1. 化学物質管理体制の見直し

ラベル表示・通知

リスクアセスメントとばく露低減措置

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

衛生委員会付議事項

健康診断の実施・記録作成

2. 実施体制の確立

化学物質管理者・保護具着用責任者の選任

雇い入れ時等教育

職長等に対する安全衛生教育

3. 情報伝達の強化

通知方法の柔軟化

「人体に及ぼす影響」の定期確認

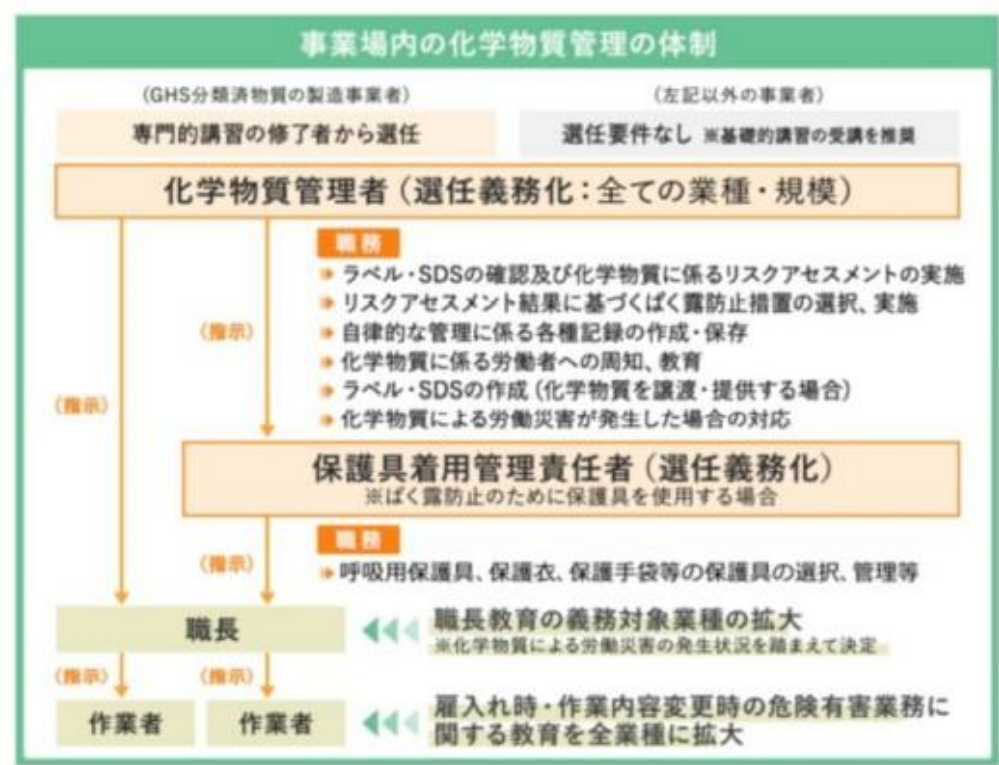
通知事項の追加、含有量表示の適正化

安衛法改正

化学物質管理者と保護具着用管理責任者の選任

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成



◀◀◀ 専門家による相談・助言・指導



確保・育成

- ✓ 国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ✓ 中小企業向けの相談・支援体制の整備
 - ◆ 化学物質管理に関するガイドラインの策定
 - ◆ 専門家による支援体制の整備
 - ◆ 化学物質管理を支援するインフラの整備
- ✓ 化学物質専門家の国家資格化の検討

安衛法 労働安全衛生規則等の改正

化学物質管理者

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

- リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）
- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
 - ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
 - ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

(3) 職務

- ・ ラベル・SDS等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

安衛法 労働安全衛生規則等の改正

保護具着用管理責任者

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

2024(R6).4.1施行

(2) 選任要件

保護具について一定の経験及び知識を有する者（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達のとおり）

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

安衛法改正

雇い入れ時等教育の拡充

危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う**全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育**を行わなければならない。

職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定で、事業者は、**新たに職務につくこととなった職長**その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、**安全衛生教育**を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

- 食料品製造業
- 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

安衛法改正

実施体制の確立

>>>対応

- 化学物質管理者の任命
- 保護具着用管理責任者の任命
- 化学物質管理責任者、保護具着用管理責任者の役割、業務内容を明確化した文書の作成
- 実施体制変更に伴う作業手順書の改訂
- 雇い入れ時等教育訓練手順書等の改訂
- 職長等に対する安全衛生教育を手順書に追記

安衛法改正内容

1. 化学物質管理体制の見直し

ラベル表示・通知

リスクアセスメントとばく露低減措置

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

衛生委員会付議事項

健康診断の実施・記録作成

2. 実施体制の確立

化学物質管理者・保護具着用責任者の選任

雇い入れ時等教育

職長等に対する安全衛生教育

3. 情報伝達の強化

通知方法の柔軟化

「人体に及ぼす影響」の定期確認

通知事項の追加、含有量表示の適正化

安衛法 労働安全衛生規則等の改正

情報伝達の強化

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- ・ 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- ・ 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- ・ 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

安衛法改正

SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

- ・ 5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認



- ・ 変更があるときは、確認後1年以内に更新



- ・ 変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

- ・ SDSに「譲渡提供時に想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加
- ・ SDSに記載する成分の含有量について、重量パーセントの記載

安衛法改正

SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できる。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・文書の交付 ・相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付 ・FAX送信、電子メール送信 ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

安衛法改正

その他

・ 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質

2023(R5).4.1施行

(ラベル表示対象物) について、譲渡・提供時以外も、以下の場合にはラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合 等

- ・ 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大
- ・ 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- ・ ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- ・ 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

安衛法改正

情報伝達の強化

>>>対応

- SDS入手（配付）方法の見直し
- 改定が必要なSDSリストの作成
- 「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新に関する手順書の作成
- SDSに「譲渡提供時に想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加
- SDSに記載する成分の含有量について、重量パーセントの記載
- リスクアセスメント対象物質を他の容器に移し替えた場合ラベルの貼付

安衛法改正 施行期日

新たな化学物質規制項目の施行期日

新たな化学物質規制項目の施行期日				
	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の発癌性物質の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
	第三管理区分事業場の措置強化			●

安衛法改正

新たな化学物質規制法に関するチェックリスト

新たな化学物質規制に関するチェックリスト					
新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。					
分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなればならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？ 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？ 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		② ③ ②、③
	安衛則第594条の2第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？ 皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		② ③
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんを罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労働基準長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	化学物質管理者を選任していますか？ （労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内に1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS記載事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093845.pdf>

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
 規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
 ①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
 ②2023年（令和5年）4月1日
 ③2024年（令和6年）4月1日



安衛法改正

参考文献、サイト



化学物質管理者専門的講習テキスト 総合版
リスクアセスメント対象物製造事業場・取扱い事業場向け
日本規格協会

https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0100/index/?syohin_cd=340417

安衛法改正(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

安衛法改正概要(スライド)

<https://www.roudoukyoku->

[setsumeikai.mhlw.go.jp/briefing/20230518/3b8d60e683fd4feb82dfd5d9612d76b5.pdf](https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefing/20230518/3b8d60e683fd4feb82dfd5d9612d76b5.pdf)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093845.pdf>

リスクアセスメント指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001091296.pdf>

技術指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001091287.pdf>

濃度基準

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32871.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001091286.pdf>

リスクアセスメント追加対象物質234物質(R.5年分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/001107589.pdf>

労働安全衛生総合研究所

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

安衛法改正に対するJEMAIのソリューション

リスクアセスメント支援

- ・ 対象物質拡大に対応する簡単で高精度のリスクアセスメントツールの提供
- ・ リスク低減措置へのアドバイス
- ・ 体制構築へのコンサルティング
- ・ 安衛法改正とその対応に関するインハウスセミナーの実施

SDSの調査、作成

- ・ 改正安衛法対応SODS作成
- ・ 既存SDSの点検
- ・ 各国規制対応SDSの作成



安衛法改正についてご相談ください

<https://www.chemical-info-jemai.net/>